

# 山梨県公報

号外第二十二号

平成十八年

三月三十一日

金 曜 日

## 目 次

### 人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一
地域手当に関する規則	一
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	二
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	四一
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	六一
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	八一
寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	八二
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	八三
山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	八六
山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則	九三
平成十七年改正職員給与条例等の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	九四
平成十七年改正職員給与条例附則第八条等の規定による最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則	九五
平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則	一〇一

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅 井 和 夫

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次の

ように改正する。

別表第一第一号の表職員採用上級試験の項第一号中「二級」を「一級」に改める。  
別表第五選考採用の対象となる職の欄第一号中「四級」を「三級」に改め、同表選考昇任の対象となる職の欄第一号中「四級」を「三級」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第二号

地域手当に関する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅 井 和 夫

### 地域手当に関する規則

#### (総則)

**第一条** 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。)、第十四条の二、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「学校職員給与条例」という。)、第十三条の二及び山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「警察職員給与条例」という。)、第十五条の二の規定による地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

#### (支給地域)

**第二条** 職員給与条例第十四条の二第一項、学校職員給与条例第十三条の二第一項及び警察職員給与条例第十五条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は別表に掲げる地域とする。

#### (級地)

**第三条** 職員給与条例第十四条の二第三項、学校職員給与条例第十三条の二第三項及び警察職員給与条例第十五条の二第三項の人事委員会規則で定める地域手当の級地は別表に定めるところとする。

#### (端数計算)

**第四条** 職員給与条例第十四条の二第二項若しくは第十四条の三、学校職員給与条例第十三条の二第二項又は警察職員給与条例第十五条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。職員給与条例第三十条、第三十二条第三項及び第四項、第三十二条第三項、学校職員給与条例第十九条、第二十二條第四項及び第五項、第二十二條の四第

三項並びに警察職員給与条例第二十七条、第三十条第三項及び第四項、第三十一条第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(支給方法)

第五条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  
(平成二十二年三月までの間における支給割合)
- 2 平成二十二年三月三十一日までの間における職員給与条例第十四条の二第二項各号、学校職員給与条例第十三条の二第二項各号及び警察職員給与条例第十五条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。
- 3 平成二十二年三月三十一日までの間における職員給与条例第十四条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。

附則別表(附則第一条関係)

支給割合	支 給 地 域
百分の十三	東京都特別区
百分の十一	神奈川県横浜市 大阪府大阪市
百分の七	埼玉県さいたま市
百分の四	静岡県静岡市
百分の二	茨城県水戸市
百分の〇・五	山梨県下全域 長野県長野市及び諏訪市 岐阜県岐阜市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表 地域手当支給地域区分表(第一条、第三条関係)

都府県	支 給 地 域	級 地
山梨県	県下全域	六級地
茨城県	水戸市	四級地
埼玉県	さいたま市	三級地
東京都	特別区	一級地
神奈川県	横浜市	三級地
長野県	長野市 諏訪市	六級地
岐阜県	岐阜市	六級地
静岡県	静岡市	五級地
大阪府	大阪市	二級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第二十九条の七」を「第二十九条の五」に、  
「第四章 扶養手当(第三十一条 第三十二条の二)」  
第五章 調整手当(第三十二条 第三十二条の二)  
を「第四章 扶養手当(第三十一条 第三十二条の二)」

に、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続き給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となつた者

第九条第二項第三号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 級別資格基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

第十三条第一項第一号イ中「八級から十一級」を「六級から九級」に改める。

第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十五条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十五条の三第一項第一号若しくは第二号」を「第二十六条第一項又は第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十五条第二項中「例によるもの」の下に、「（同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。）」を加え、「同表の」を「初任給基準表の」に改める。

第十七条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「有する者」の下に「で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるもの」を、「の数」の下に、「に四を乗じて得た数」を加え、「号給とする」を「号給とすることができる」に改める。

第十八条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「の規定による号給を含む」を「第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給」に、「八月（第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第四号に掲げる者が必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月（で除した数）（未満の端数は、切り捨てる。）を加えた」を「十二月（その者の経験

年数のうち五年を超える経験年数（第二号、第三号又は第五号に掲げる者が必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、八月）で除した数に四（新たに職員となつた者が第二十三条の五第一項に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数（未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た」に改め、同項第一号中「及び第二号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 第九条第二項第二号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級について必要経験年数を超える経験年数（前条第一項の規定の適用を受ける者等で人事委員会が定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより得られる経験年数）第十八条第一項第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に、「ある者」を「あるもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条第三項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（基準号給がその職務の級の最低の号給）初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。第五号において同じ。）

以外の号給である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数）

第十八条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

第十九条の見出し中「ほう」を「方」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第二十条（見出しを含む。）、「第二十一条（見出しを含む。）及び第二十一条の二（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十二條第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となつたとき(免許等が必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取付したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日におけることとなる号給

二 その初任給の決定について第二十条又は第二十一条の規定の適用を受けた者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日におけることとなる号給

4 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもつて、その者の異動後の号給とすることができ。

第二十二條第五項中、「第二十五條の二及び第二十五條の三」を、「第二十六條及び第二十七條」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第二十三條第三項を次のように改める。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第二十三條の二から第二十三條の六までを次のように改める。

(昇給日)

第二十三條の二 条例第八條の五第一項の人事委員会規則で定める日は、第二十三條の八又は第二十三條の九に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第二十三條の三 条例第八條の五第一項の規定による昇給(第二十三條の八又は第二十三條の九に定めるところにより行うものを除く。第二十三條の五及び第二十三條の六において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員)

第二十三條の四 条例第八條の五第二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
- 二 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの
- 三 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
- 四 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

五 福祉職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第二十三條の五 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を条例第八條の五第一項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)

(一)に於いて別表第八に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第二十三條の三に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- 五 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)(の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。)) D

二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 任命権者において、前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致しなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十二条第四項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項若しくは第二十九条の二の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数に乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十二条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、任命権者の特定職員の定員、第五項の人事委員会の定める割合等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。  
（特定職員以外の職員の昇給の号給数）

第二十三条の六 特定職員以外の職員を条例第八条の五第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。  
第二十三条の六の次に次の四条を加える。

（昇給号給数の抑制に係る年齢の特例）  
第二十三条の七 条例第八条の五第三項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、五十七歳とする。

（研修、表彰等による昇給）  
第二十三条の八 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第八条の五第一項の規定による昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日  
二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身

精勵し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日  
三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）  
第二十三条の九 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、条例第八条の五第一項の規定による昇給をさせることができる。  
（最高号給を受ける職員についての適用除外）  
第二十三条の十 第二十三条の二から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第二十五条第一項中、「第九条第二項各号の一」を、「第九条第二項第一号」に改める。  
第二十五条の二及び第二十五条の三を削る。  
第二十六条及び第二十七条を次のように改める。  
（昇格の場合の号給）  
第二十六条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第八の二に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前二条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。  
3 第二十五条第一項の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の号給が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。  
（降格の場合の号給）  
第二十七条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行

われたものとして取り扱うものとする。

3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第二十八条及び第二十九条を削る。

第二十九条の二の見出し中「給料月額調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中「専従許可」を「地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)(」に、「別表第九休職期間等換算表により換算して得た期間(以下「調整期間」という。)(」を「別表第九に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間」に、「又は復職等の日から一年以内の条例第八条の第五七項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でのその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「復職」を「復帰」に、「給料月額調整等」を「号給の調整」に、「前二項の規定による」を「前項の規定による」に、「場合には、前二項を」ときは、同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項に定める給料月額調整等」を「前二項に定める号給の調整」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第二十八条とする。

第二十九条の三(見出しを含む。)(中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十九条の四の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「昇給」を「号給」に改め、「取得した場合」の下に、「(第二十二條第四項(第二十三條第三項において準用する場合を含む。)(又は第二十六條第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)(」を加え、「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第二十九条の五中「(昇給期間の短縮を含む。)(」を削り、同条を第二十九条の三とする。

第二十九条の六中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十九条の四とし、第二十九条の七を第二十九条の五とする。

第三十条第二項中「調整基本額」の下に、「(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)(」を加え、同条に次の一項を加える。

4 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二号。以下「平成十七年改正

条例」という。)(附則第十一条の規定による給料を支給される職員に関する前二項の規定の適用については、前二項中「給料月額の百分の二十五」とあるのは、「給料月額と山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二号)(附則第十一条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。

第五章を削る。

第三十三条中「別表十三」を「別表十二」に改め、同条に次の一項を加える。

3 平成十七年改正条例附則第十一条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十七年改正条例附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。

第三十七条の二第一項第一号中「別表十三」を「別表十二」に改める。

第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

別表第一研究職給料表の項中「総合農業試験場」を「総合農業技術センター」に改める。

別表第二第一号の表を次のように改める。

一 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
一級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
三級	主任の職務
四級	主査又は副主査の職務
五級	1 本庁の課長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
六級	1 本庁の課長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を処理する本庁の課長補佐の職務 4 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	1 困難な業務を所掌する本庁の課長の職務

七級	2 3	困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 参事の職務
八級	1 2	本庁の部の次長の職務 極めて複雑かつ困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
九級		本庁の部長の職務

別表第三を次のように改める。

別表第三 級別資格基準表(第八条―第十三条、第十五条、第十八条、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條関係)

一 行政職給料表級別資格基準表

その他	正 規 の 試 験			免学歴等 の職務	試験
	初級	中級	上級		
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒		
三	○	○	○		一級
十一	八 七	七 五	二 二	四・五	二級
十五	四 十一	四 九	四 六	四	三級
十九	四 十五	四 十三	四 十	四	四級
二十一	二 十七	二 十五	二 十二	二	五級

備考

- 1 試験欄の正規の試験の区分の「上級」は職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験を、「初級」は職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験を示す。
- 2 獣医師(学歴免許等資格区分表の一の四に該当する者に限る。以下同じ。)に対するこの表の適用については、「正規の試験」の「上級」によるものとし、この表に定める必要経過年数(職務の級一級の欄に定める必要経過年数を除く。)から一年を減じた年数をもつて、この表の必要経過年数とする。

二 医療職給料表(一)級別資格基準表

医師及び歯科医師	職 種
	学歴免許等 職務の級
大学六卒	一級
○	二級
四 四	三級

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

三 医療職給料表(二)級別資格基準表

診療放射線 技師	薬 劑 師		職 種
	短大三卒	大学卒	免学 許歴 等 の職務
○		○	一級
一 一	○	一・五 一・五	二級
四 六 五 四 四	七 五 四 四	四 四	三級
三 九 三 七 三	十 三 七 三	三 三	四級
四 十三 四 十一 四	十四 四 十一 四	四 四	五級
四 十七 四 十五 四	十八 四 十五 四	四 四	六級

理学療法士 作業療法士		臨床工学技士		衛生検査技師		栄養士		臨床検査技師	
短大三卒	大学卒	短大三卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大三卒	大学卒
		○		○		○		○	
一	○	一	一	○		一・五	一・五	○	
五	四	六	五	四	四	七	五	四	四
三	七	九	三	七	三	十	三	七	三
四	十一	十三	四	十一	四	十四	四	十一	四
四	十五	十七	四	十五	四	十八	四	十五	四

あん摩師		マッサージ師		指圧師		は指師		歯科技工士		歯科衛生士		義肢装具士		視能訓練士				
短大二卒	短大三卒	短大二卒	短大三卒	短大二卒	短大三卒	短大二卒	短大三卒	高校卒	短大卒	高校卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	大学卒		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
一・五	一・五	一	一	四	四	一・五	一・五	三	三	一・五	一・五	一	一	一	一	○	一	
七	五	六	五	九	五	七	五	八	五	七	五	六	五	六	五	四	四	六
十	三	九	三	十二	三	十	三	十一	三	十	三	九	三	九	三	七	三	九
十四	四	十三	四	十六	四	十四	四	十五	四	十四	四	十三	四	十三	四	十一	四	十三
十八	四	十七	四									十七	四	十七	四	十五	四	十七

看護師		助産師		保健師		職種	学歴等 免許等	職級の 職務	その他				きゆう師 柔道整復師				
短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒				中学卒	高校卒	短大卒	高校卒	高校卒	高校卒			
						一級			四	○	○	○					
○		○				二級			八	四	四	四	一・五	一・五	四	四	
五	五	二・五	二・五			三級			十三	五	九	五	七	五	九	五	
						四級			十六	三	十二	三	十	三	十二	三	
九	三	七	三			五級			二十	四	十六	四	十四	四	十六	四	
十三	四	十一	四												二十	四	

四 医療職給料表(三)級別資格基準表

備考 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経過年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

その他	正 規 の 試 験			試験	免許歴等 の職務 級務
	初級	中級	上級		
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒		
三	○	○		一級	
五 五	四 四	一・五 一・五	○	二級	
十四 九	十三 九	十一 九	八 八	三級	

五 研究職給料表級別資格基準表

備考  
 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所(保健師助産師看護師法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正前の保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。  
 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時(保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

准看護師	准看護師養成所卒
○	
二	二
九	七
十二	三

備考

- 1 この表の適用を受ける職員には、行政職給料表級別資格基準表の備考第一項を適用する。
- 2 獣医師に対するこの表の適用については、「正規の試験」の「上級」によるものとし、この表に定める必要経過年数(職務の級二級の欄に定める必要経過年数を除く。)から一年を減じた年数をもつて、この表の必要経過年数とする。

六 福祉職給料表級別資格基準表

その他	正 規 の 試 験			免学 許歴 等	の職務 級
	初 級	中 級	上 級		
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒		
三	○	○	○		一 級
十一	七 七	四・五 四・五	二 二		二 級
十七	六 十三	六 十一	八 六		三 級
十九	二 十五	二 十三	十 二		四 級

備考 この表の適用を受ける職員には、行政職給料表級別資格基準表の備考第一項を適用する。



考第三項中「二級六号給」を「二級十七号給」に、「二級五号給」を「二級十三号給」に改め、同表の備考に次の一項を加える。

4 職種欄の「看護師」の区分の適用を受ける職員のうち、保健師又は助産師の免許を有する「短大三卒」にあつては二級十一号給とする。

二級三号給
一級六号給
一級四号給
二級十二号給
二級十一号給
二級六号給
一級三号給

二級五号給
一級十九号給
一級九号給
二級四十一号給
二級三十七号給
二級十七号給
一級五号給

別表七第五号の表中

を

に改め、同表の

備考第一項中「及び獣医師に対するこの表の適用については、行政職給料表初任給基準表の備考」を「については、行政職給料表級別資格基準表の備考第一項」に改め、同表の備考第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 獣医師に対するこの表の適用については、「正規の試験」の「上級」の区分によるものとし、これに対応する初任給の号給を二級十七号給とする。この場合において、学歴免許等欄には「大学六卒」が掲げられているものとする。

別表第七第六号の表中

一級七号給
一級四号給
一級二号給
一級一号給

を

一級二十五号給
一級十五号給
一級五号給
一級一号給

に改め、同表の備

考中「行政職給料表初任給基準表の備考」を「行政職給料表級別資格基準表の備考第一項」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八 特定職員昇給号給数表(第二十三条の五関係)

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第八の二を次のように改める。

別表第八の二 昇格時号給対応表 (第二十六条関係)

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	

61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	
76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		58	63				
114		58					
115		58					
116		58					
117		59					
118		59					
119		59					
120		59					
121		60					
122		60					
123		60					
124		60					
125		61					

ロ 医療職給料表(一) 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36

61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

ハ 医療職給料表(二) 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28

57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

二 医療職給料表(三) 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40

57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			

120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				
129	88	89				
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					
161	97					
162	97					
163	97					
164	98					
165	98					
166	98					
167	99					
168	99					
169	99					

ホ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26

57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		

120	64	46		
121	65	47		

へ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	1	1
11	1	1	3	1	1
12	1	1	4	1	1
13	1	1	5	1	1
14	1	1	6	1	2
15	1	1	7	1	3
16	1	1	8	1	4
17	1	1	9	1	5
18	1	1	10	2	6
19	1	1	11	3	7
20	1	1	12	4	8
21	1	1	13	5	9
22	1	1	14	6	10
23	1	1	15	7	11
24	1	1	16	8	12
25	1	1	17	9	13
26	1	2	18	10	14
27	1	3	19	11	15
28	1	4	20	12	16
29	1	5	21	13	17
30	1	6	22	14	18
31	1	7	23	15	19
32	1	8	24	16	20
33	1	9	25	17	21
34	2	10	26	18	21
35	3	11	27	19	22
36	4	12	28	20	22
37	5	13	29	21	23
38	6	14	30	22	23
39	7	15	31	23	24
40	8	16	32	24	24
41	9	17	33	25	25
42	10	18	33	26	25
43	11	19	34	27	26
44	12	20	34	28	26
45	13	21	35	29	27
46	14	22	35	30	27
47	15	23	36	31	28
48	16	24	36	32	28
49	17	25	37	33	29
50	18	26	38	34	29
51	19	27	39	35	29
52	20	28	40	36	30
53	21	29	41	37	30
54	22	30	41	38	30
55	23	31	41	39	31
56	24	32	42	40	31

57	25	33	42	41	31
58	26	34	42	41	32
59	27	35	43	42	32
60	28	36	43	42	32
61	29	37	43	43	33
62	30	38	44	43	33
63	31	39	44	44	34
64	32	40	44	44	34
65	33	41	45	45	35
66	33	42	45	45	35
67	34	43	45	46	36
68	34	44	45	46	36
69	35	45	46	47	37
70	35	46	46	47	37
71	36	47	46	48	38
72	36	48	46	48	38
73	37	49	47	49	39
74	37	50	47	49	39
75	38	51	47	50	40
76	38	52	47	50	40
77	39	53	48	51	41
78	39	54	48	51	
79	40	55	48	52	
80	40	56	48	52	
81	41	57	49	53	
82	41	57	49	54	
83	42	58	49	55	
84	42	58	49	56	
85	43	59	50	57	
86	43	59	50	58	
87	44	60	50	59	
88	44	60	50	60	
89	45	61	51	61	
90	45	61	51	62	
91	46	62	51	63	
92	46	62	51	64	
93	47	63	52	65	
94	47	63			
95	48	64			
96	48	64			
97	49	65			
98	49	65			
99	49	66			
100	49	66			
101	50	67			
102	50	67			
103	50	68			
104	50	68			
105	51	69			
106	51	70			
107	51	71			
108	51	72			
109	52	73			
110	52	74			
111	52	75			
112	52	76			
113	53	77			
114	53	77			
115	53	78			
116	53	78			
117	54	79			
118	54	79			
119	54	80			

120	54	80			
121	55	81			
122	55				
123	55				
124	55				
125	56				
126	56				
127	56				
128	56				
129	57				
130	57				
131	57				
132	57				
133	57				
134	58				
135	58				
136	58				
137	58				
138	58				
139	59				
140	59				
141	59				
142	59				
143	59				
144	60				
145	60				
146	60				
147	60				
148	60				
149	61				
150	61				
151	62				
152	62				
153	63				